

令和3年8月18日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の
一部改正について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知につきまして、日本医師会より通知がありました。

同通知は、厚生労働省が標記通知の改正を行ったことを知らせるもので、内容につきましては下記の通りです。

貴会におかれましてもご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

予防接種法の規定による報告及び予防接種に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による報告（以下、「副反応疑い報告」という）については、令和3年8月6日付（健Ⅱ246F）（法安74）における、「「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について」（以下、「連名通知」という）をもって、連絡しているところです。

今般、連名通知の一部が別紙のとおり、改正されたことについて、厚生労働省より各都道府県知事宛て通知がなされ、本会にも協力方要請がありましたのでご連絡申し上げます。

本改正により、先般、副反応疑い報告基準に追加された「血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）」について、同症状の報告に当たっては、新たに作成された調査票（TTS調査票）の記入が別途必要となっております。

なお、本改正は令和3年8月16日より施行されます。

【日本医師会ホームページ】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

【担当】
大阪府医師会
地域医療1課（TEL:06-6763-7012）